

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報訂正請求

平成21年1月9日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、異議申立人に係る保有個人情報である業務報告書「 からの飛球に係る苦情について」中の「体に当たりそうになった（かすめた）。当たってはいないとのことです。」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を「体に当たりかすめた。」に訂正を求める個人情報訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年2月9日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報については、訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年2月12日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年3月9日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に本件異議申立てにつき諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり、速やかな訂正を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 平成20年12月10日に、南部総合県民局（阿南）担当課に、ポートアドプト事業事故報告書及び診断書を提出しており、それには頭に当たりかすっていったと記載してある。

(2) 事故報告書及び診断書の提出を受けながら、県は意図的にそれら事実を認めないのは、明らかに、県が出資する を庇う行為で、真実を隠蔽するものである。この度の県への反論は、事故報告書が適正に伝わっていないので、誤記訂正と是正を求めたものである。

(3) 損害保険会社が、病院及び県への聞き取り調査で確認している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件決定の理由は次のとおりである。

1 本件処分の理由

- (1) 本件対象保有個人情報、平成20年12月8日に、南部総合県民局県土整備部（以下「県土整備部」という。）が異議申立人からの説明に基づいて作成し、同日実施機関へメールにより送信された「業務報告書」を紙に印字したものに、にぎわいづくり課において県土整備部から聞き取りした事項を追加記載し、課内回覧した公文書に含まれる個人情報である。
- (2) 本件請求に対し、平成21年2月2日に県土整備部において調査を行い、平成20年12月8日に異議申立人とやり取りした職員及び同部の他の職員に聞き取りを行った結果、異議申立人からは「体に当たりかすめた。」との説明はなく、本件対象保有個人情報のとおりの説明であったことを確認した。
- (3) 以上により、本件対象保有個人情報は誤りではなく、したがって訂正をしないことにつき相当な理由があるとして本件請求に対し非訂正決定をしたものである。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

本件請求は、実施機関が異議申立人に対し、別途、全部開示決定をした、異議申立人に関する業務報告書「からの飛球に係る苦情について」に記載された保有個人情報のうち、異議申立人の主張概要の一部について、内容に誤記がある等として是正を求めるものである。

実施機関は、本件請求に理由があるとは認められないとして、非訂正とする本件決定を行っていることから、本件対象保有個人情報の「訂正請求対象情報該当性」及び「訂正の要否」について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

ア 訂正請求については、条例第28条第1項において、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

イ 訂正請求の請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、実施機関に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

ウ 請求を受けた実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、条例第30条に基づき、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

一方、訂正請求の請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても正確な事実が何であるのかを証明できず、請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、実施機関は、条例第30条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 訂正請求対象情報の該当性について

ア まず、本件対象保有個人情報、異議申立人が別途、条例に基づく個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報であることから、条例第28条第1項、前段（「第25条第1項の規定により開示を受けた者」）に該当する。

イ 次に、当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、その記載された経緯から、次のとおり、二部分とされるものである。

「体に当たりそうになった（かすめた）。」（以下「記載1」という。）

「~~~~~ 当たってはいないとのこと。」（以下「記載2」という。）

(ア) 「記載1」については、県土整備部職員が異議申立人からの説明を聴き取った内容を記載したものである。よって、「評価・判断」ではなく、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと考えられる。

(イ) 「記載2」については、本件決定を行ったにぎわいづくり課において、県土整備部からメール送信されたものを紙に印字し、にぎわいづくり課職員（当時）が県土整備部職員（当時）に確認した上で、補足として追加記載したものである。よって、「評価・判断」ではなく、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと考えられる。

ウ 以上のことから、本件対象保有個人情報は、訂正請求対象情報に該当するものと認められる。

(3) 訂正の要否について

ア 上記「(2)、イ」のとおり、本件対象保有個人情報が記載された公文書「業務報告書」自体は、県土整備部職員により、平成20年12月8日に作成されたものであり、追加記載として、にぎわいづくり課職員により、「記載2」部分が加筆されたものである。

イ よって、平成20年12月8日夕刻、異議申立人が南部総合県民局阿南庁舎に来庁した時点において、県土整備部職員に対して、異議申立人が「体に当たりかすめた。」若しくはそれに類した発言を行ったかが、訂正の根拠となるものであると解される。

(ア) 実施機関からの説明

「記載1」について

当審査会において、平成20年12月8日、異議申立人からの説明を聴き取って当該業務報告書を作成した県土整備部職員、その場に同席していた同次長、他1名に対して再確認を行ったところ、各者から、異議申立人による「体に当たりかすめた。」との発言はなかったことから、当審査会としては、「事実」を誤って記載したとは認められないと考える。

「記載 2」について

当審査会において、「記載 2」について、県土整備部職員及びにぎわいづくり課職員に対して再確認を行ったところ、県土整備部職員からは、「異議申立人からは飛球が当たったとの主張はなかった旨説明した。」、にぎわいづくり課職員からは、「県土整備部職員からは『異議申立人からは体に当たったとの説明はなかった。』との回答があった。」とのことであった。

これらの状況からすると、当審査会としては、にぎわいづくり課職員が故意・過失により「事実」を誤って記載したとは認められないと考える。

(イ) 異議申立人からの説明

一方、異議申立人からの事故報告書、診断書等、各提出資料については、いずれも平成 20 年 12 月 9 日以降に作成された書類であり、8 日時点で異議申立人が県土整備部職員に対し、「体に当たりかすめた。」旨の発言を行ったとの正確な事実を証明できるものではない。

ウ 以上のことから、本件対象保有個人情報については、異議申立人からの訂正請求に理由があるとは認められず、条例第 30 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと認められる。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成 21 年 3 月 9 日	諮 問
4 月 13 日	実施機関からの理由説明書を受理
4 月 24 日	異議申立人からの意見書を受理
5 月 29 日	審 議 (第 28 回審査会)
7 月 6 日	異議申立人からの意見陳述の聴取、審議 (第 29 回審査会)
8 月 5 日	審 議 (第 30 回審査会)
9 月 9 日	審 議 (第 31 回審査会)
10 月 15 日	審 議 (第 32 回審査会)